

(参考)

吉田光長及高井文平外五名、現職左、如シ

東京市郷社八幡神社社司(兼任) 吉田光長

府社氷川神社社掌 高井文平

府社新田神社社掌 菱田清次

村社天祖神社社掌 青木 芳

郷社牛島神社社司 春田健一

村社熊野神社社掌 正宮光大

村社高輪神社社掌 瀧 孝作

三、葬儀委員長、副委員長、更迭及委員異動 六月六日葬儀委員長有馬良橋ハ、國葬中ノ主タル祭儀モ昨五日ヲ以テ相濟タルニ依リ、今後ハ明治神宮ノ奉仕ニ専念致度トノ理

（自井新）

由ニテ、辭職願ヲ内閣總理大臣宛提出シ來リ同月八日上奏裁可ヲ仰キ、即日左ノ通發令アリタリ。（第一編第三章第三節宮司ノ葬儀委員長参照）

○昭和九年六月八日

海軍大將 有馬 良橋

依願故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀委員長被免

六月八日葬儀委員長有馬良橋ハ願ニ依リ葬儀委員長ヲ免セラレタルヲ以テ、葬儀副委員長堀切善次郎ヲ葬儀委員長ニ、葬儀委員長谷川清ヲ葬儀副委員長ニ昇格セシムルコトニ決定シタリ。葬儀委員長谷川清ノ昇格ニ付テハ海軍大臣ニ差支ノ有無ノ照會ヲ爲セリ。而シテ同月十五日上奏裁可ヲ仰キ、翌十六日左ノ通發令アリタリ。

○昭和九年六月十六日

内閣書記官長 堀切善次郎
故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀委員長被仰付

海軍次官 長谷川 清

故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀副委員長被仰付

内閣書記官長 堀切善次郎

故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀副委員長被免

海軍次官 長谷川 清

故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀委員長被免

七月八日内閣更迭ノ爲、内閣書記官長堀切善次郎ハ依
願免官ト爲リタルニ因リ、同人ノ葬儀委員長ハ自然消滅ト爲
レリ。此ニ於テ缺員ノ葬儀委員長ニ、新任ノ内閣書記官長
河田 烈ヲ任命スルコトトシ、七月十日上奏裁可ヲ仰ギ即日左
通發令アリタリ。

○ 昭和九年七月十日

内閣書記官長 河田 烈

故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀委員長被仰付

(註) 此時新任内閣書記官長ヲ葬儀委員長ニ任命スベキカ、

又ハ現副委員長長谷川海軍次官ヲ委員長ニ昇格セ

シメ、次官ニシテ委員長タル大谷宮内次官ヲ副委員長

長ニ任命スベキカノ問題アリ、宮内省ニ於テハ之ニ関シ

何等意見ナシ、國葬ハ政府ノ主掌スル所タル以上

新任内閣書記官長ヲ委員長ニ任命スルヲ妥當

トシ、本文通り手續ヲ了セリ。後海軍省阿部委

員ヨリ横溝内閣官房總務課長ニ此ノ間ノ事

情質疑アリタルヲ以テ、横溝總務課長ヨリ理由ヲ説

明シ、阿部委員諒承セリ。

七月十七日宮内省ニ於テ、式部長官等ノ異動アリタリ。葬儀委員タル、宮内事務官鹿見島虎雄ハ式部次長ニ、宮内書記官武宮雄彦ハ帝室林野局事務官ニ轉任シタルヲ以テ、葬儀委員ハ自然消滅ト爲レリ。

四、葬儀委員長以下其他免職及解囑 故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀事務ハ、五十日祭ヲ期トシ整頓可致コトニ決定セラレ居ルヲ以テ、七月十八日五十日祭モ滞リナク執行セラレタルニ依リ、内閣ニ於テハ委員長以下職員ニ對シ免職又ハ解囑ノ手續ヲ爲シタリ。即チ委員長、副委員長、委員、司祭長及司祭副長ニ付テハ、七月十八日上奏裁可ヲ仰ギ、囑託ニ付テハ内閣總理大臣、書記及司祭ニ付テハ内閣書記官長ノ決裁ヲ經テ、翌十九日(五十日祭翌日)左ノ通發令セリ。

○昭和九年七月十九日

内閣書記官長河田 烈

故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀委員長被免

海軍次官 長谷川 清

故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀副委員長被免

内閣書記官 横溝 光暉

同 川島 孝彦

同 稻田 周一

宮内次官 大谷 正男

式部官 岩波 武信

式部官 伯爵 坊城 俊良

宮内技師 鈴木 鎮雄

陸軍歩兵中佐 鈴木 謙二